

学校における働き方改革プラン

(令和5年度～令和7年度)

令和5年3月
青森県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、令和2年3月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対してより効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して、取組を進めて参りました。

その結果、長時間勤務は減少しつつありますが、依然として、時間外在校等時間の上限を超える教職員が多数いる状態であり、長時間勤務の根絶に向けて、更なる取組を進める必要があることから、「学校における働き方改革プラン」を改定することとしました。

教職員にとって、子どもたちとともに過ごし、その成長を感じられることは、大きな喜びです。しかし、その中で教職員が自分の時間や健康を犠牲にし、疲弊していくのであれば、それは子どもたちのためにはなりません。

学校における働き方改革とは、単に教職員の在校等時間の縮減を目的とするものではありません。在校等時間の縮減を通して、教職員が心身ともに健康で、心にゆとりを持ち、ワーク・ライフ・バランスを実現し、公私ともに充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高め、ひいては、教育活動にも良い影響として還元される。ここに、学校における働き方改革の目的があると考えています。

県教育委員会では、引き続き関係機関と連携し、保護者や地域の方々の理解を得ながら、本プランに基づき、取組を着実に進めて参りますので、皆様の御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

青森県教育委員会教育長 和嶋 延寿

目次

1	プランの策定に当たって	1
	(1) 趣旨	1
	(2) 職場としての「学校」が目指す姿（プランの目的）	1
2	在校等時間の上限方針	2
3	本県の状況	3
	(1) 県立学校教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の推移	3
	(2) 時間外在校等時間が月45時間を超えている教育職員の割合の推移	3
	(3) 市町村における基本方針・実施計画等の策定状況	5
4	取組期間	6
5	目標	6
6	各取組主体の役割	7
7	県立学校に関する取組	8
	【県教育委員会における取組】	8
	(1) 組織マネジメントに関する方策	8
	(2) 働きやすい環境を構築するための方策	8
	(3) 部活動による負担を軽減するための方策	10
	(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	10
	(5) 外部対応による負担を軽減するための方策	11
	【県立学校における取組】	12
	(1) 組織マネジメントに関する方策	12
	(2) 働きやすい環境を構築するための方策	13
	(3) 部活動による負担を軽減するための方策	14
	(4) 会議・打合せを効率化するための方策	15
	(5) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策	15
	(6) 学校行事の負担を軽減するための方策	16
8	市町村立学校に関する取組	17
	【市町村教育委員会における取組】	17
	【県教育委員会による市町村教育委員会への支援】	17
9	教職員定数に係る国への働きかけ	18
	参考資料	20

1 プランの策定に当たって

(1)趣旨

- 本プランは、県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組む必要がある内容を示したものです。
- 各取組主体(県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会及び市町村立学校)の役割を明らかにし、県教育委員会と市町村教育委員会が連携しながら取組を進めます。

(2)職場としての「学校」が目指す姿(プランの目的)

- ① 教職員が仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働くことのできる職場環境を構築すること
- ② 教職員が子どもと向き合うことのできる時間を十分に確保し、やりがいを持って働くことのできる職場環境を構築することで、学校教育の質を維持・向上させること

- ① 昨今、教職員の精神性疾患が社会問題になっており、平成31年中央教育審議会の答申¹にあるとおり、教職員が使命感による長時間勤務から健康を損ねるのであれば、それは子どものためにはなりません。

まずは、教職員が仕事と生活の調和を実現し、心身ともに健康で心にゆとりをもって働けることが前提であり、これにより、様々な経験を通して自らを研鑽できる機会を持てるようになることが、ひいては教職員自身の人間性・創造性を高め、更なる効果的な教育活動へとつながっていくものと考えます。

- ② 教職員にとって、子どもとともに過ごし、その成長を感じる事が職業的魅力であると言えることから、教職員が学習指導など本来の業務に注力できる時間を確保し、一層のやりがいを持って働くことのできる職場環境づくりを目指します。また、これにより教職員が誇りを持って働くことで、魅力ある仕事であることが社会全体に再認識され、将来にわたって意欲と能力のある人財²が教職員を志す人財となる好循環により、持続可能な学校指導・運営体制を構築し、学校教育の質の維持・向上につなげていきます。

¹ 平成31年1月25日中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」7頁 「‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的であり、そのことを常に原点としながら改革を進めていく必要がある」

² 人財:青森県では「人は青森県にとっての『財(たから)』である」という基本的考えから、「人」「人材」などを「人財」と表している。

2 在校等時間の上限方針

県教育委員会では、県立学校教育職員³の在校等時間⁴の上限等に関する方針(以下「上限方針」という。)を次のとおり定めており、本プランで掲げる「目指す姿」に向けて、業務量の適切な管理等に係る取組を推進し、在校等時間の縮減に取り組みます。また、市町村教育委員会においても所管の学校の上限方針を定める必要があります。

○青森県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(令和2年7月 青森県教育委員会規則第9号)

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行う。⁵

①1か月 45時間以内

②1年間 360時間以内

【例外】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

①1か月 100時間未満

③複数月の平均 月80時間以内

②1年間 720時間以内

④45時間を超える月数 6か月以内

【在校等時間について】

超勤4項目⁶以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①及び②を加え、③及び④を除いた時間を「在校等時間」という。

$$\text{「在校等時間」} = (\text{在校している時間} + \text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})$$

- ①校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
- ②テレワークの時間
- ③勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間
- ④休憩時間

³ 教育職員:義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年12月青森県条例第49号)第2条第2項で定める校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手のことをいう。なお、事務職員等は労働基準法(昭和22年法律第49号)第36条の規定が適用される。

⁴ 前プラン(学校における働き方改革プラン(令和2年3月策定))では、「勤務時間」の用語により、文部科学省の指針における「在校等時間」と同様のものとして取り扱っていたが、当該規則の制定に伴い、本プランから「在校等時間」に表現を統一した。

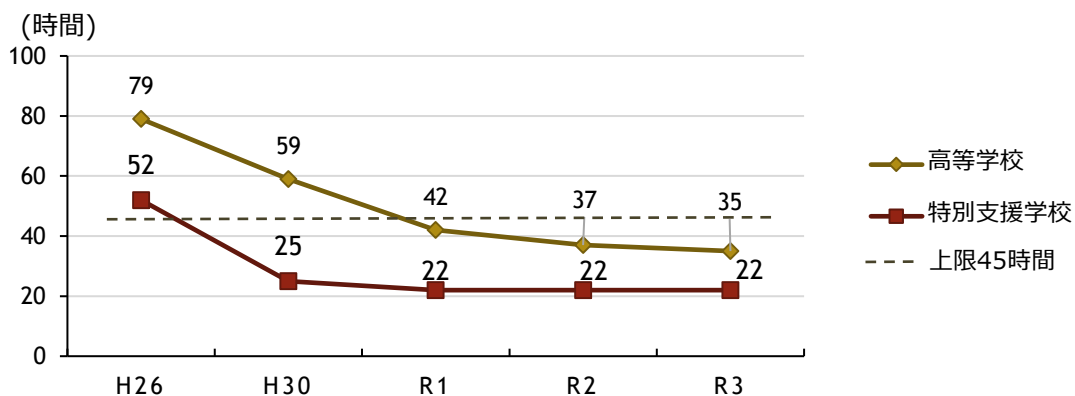
⁵ 上限方針は、職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではない。また、職員が在校等時間について、形式的に上限時間時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることがあってはならない。

⁶ 教育職員を休日の正規の勤務時間中に勤務させる場合には、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例第6条第2項に規定する次の4つの業務に該当する場合であって、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限られており、この4項目を「超勤4項目」と称している。①校外実習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し、緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

3 本県の状況

(1) 県立学校教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の推移

【前プランの目標】 県立学校における時間外在校等時間の25%減
 高等学校:約59時間⇒約45時間、特別支援学校:約25時間⇒約20時間



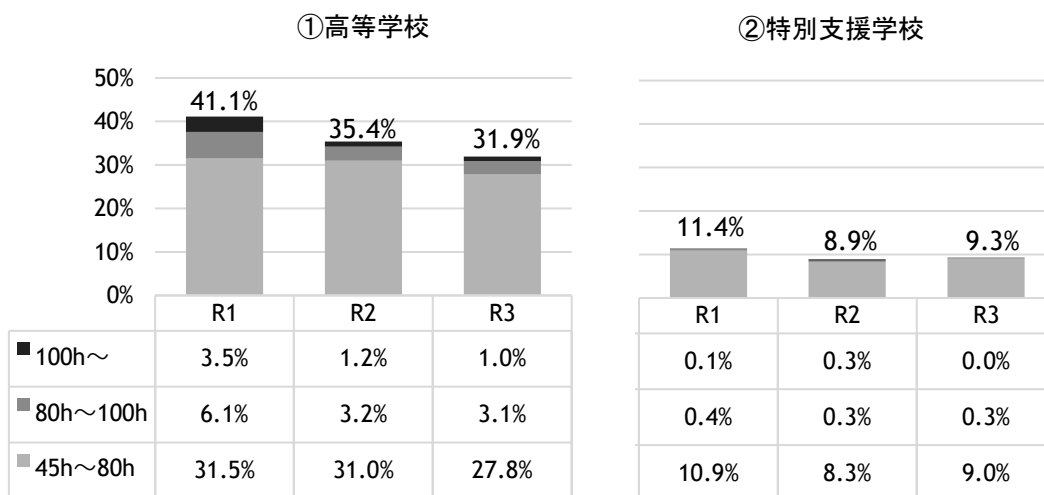
※1 平成26年度及び平成30年度は、勤務実態調査において、学校規模、地域のバランス等を考慮して抽出した学校のうち、教諭・講師の6～7月分の平均値である。

※2 令和元年度以降は、教育職員の1年間の平均値である。

現状

高等学校及び特別支援学校のいずれも、上限方針で定める月45時間を下回っており、高等学校では目標の25%削減を達成しました。特別支援学校は25%削減には至っていませんが、目標に近い水準まで減少しました。

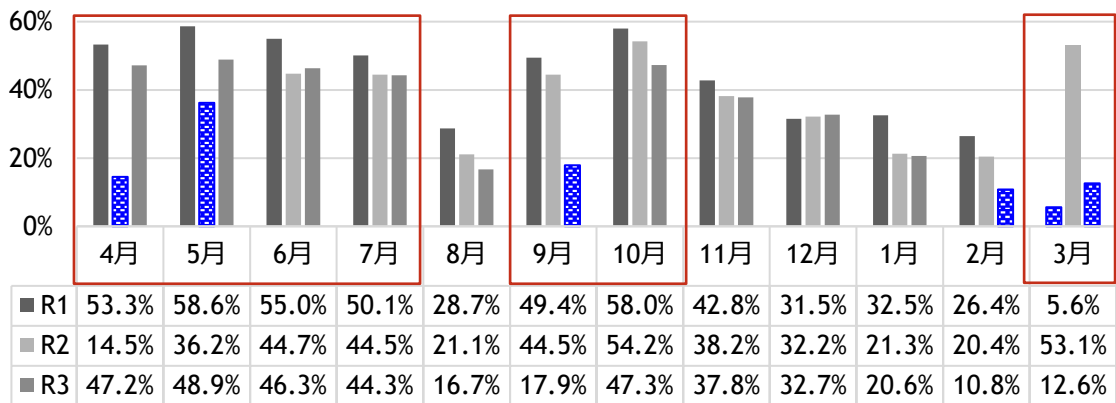
(2) 時間外在校等時間が月45時間を超えている教育職員の割合の推移



※ 数値の算出方法: (月毎の各時間数の分布の延べ人数) / (年間の延べ教育職員数)

【月別比較】

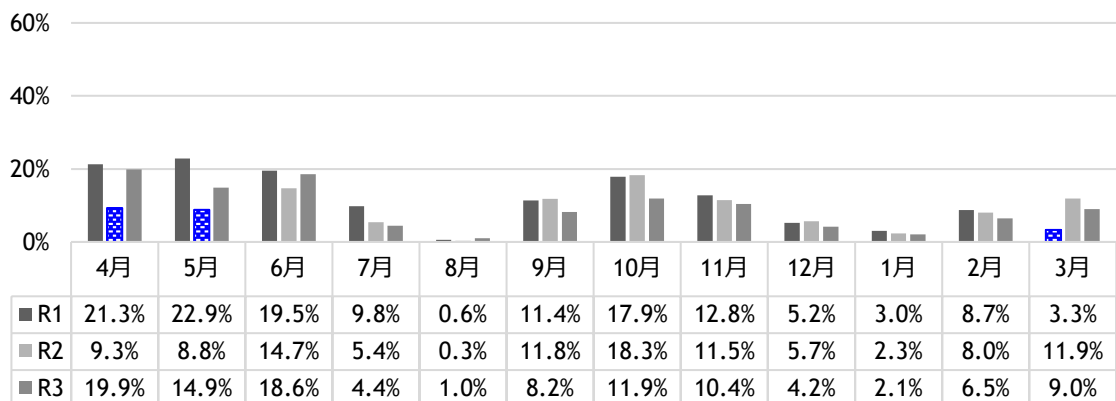
①高等学校



※1 令和2年3月以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、休校、部活動の禁止・制限、学校行事の縮減等の対策がとられていることに留意が必要である。特に、令和2年3月から令和2年5月にかけての一斉臨時休校が行われた期間や、令和3年9月及び令和4年2月から令和4年3月の部活動が全面禁止となっていた期間（網掛け）は、大きな減少が見られる。

※2 枠囲みは、月45時間を超える教育職員が比較的多い月である。

②特別支援学校



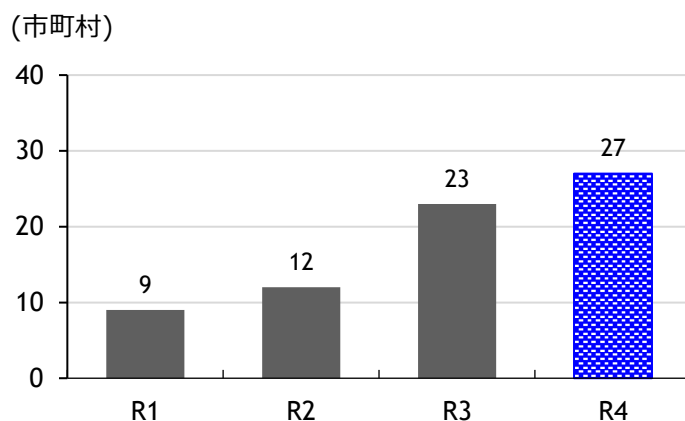
現状

- 時間外在校等時間が月45時間を超えている教育職員の割合を年間で比較すると、高等学校は令和元年度から9.2ポイント減(R1:41.1%⇒R3:31.9%)と大きく減少した一方で、依然として月80時間を超えて勤務した職員がいる状況です。特別支援学校は、月45時間を超えている教育職員の割合は10%前後で推移しています。
- 時間外在校等時間が月45時間を超えている教育職員の割合を月別に比較すると、高等学校では、①3～4月、②5～7月、③9～10月が繁忙期となっています。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に、一斉休校や部活動の禁止、会議・研修会及び各種行事の中止・縮小等の対策がとられました。これらは第一義的には感染症対策として行われたものですが、結果として、移動時間や業務の削減など、教職員の負担軽減につながりました。

(3)市町村における基本方針・実施計画等の策定状況

【前プランの目標】 全市町村において県の目標を踏まえた基本方針・実施計画等を策定

市町村教育委員会に対し、所管の学校における勤務時間の上限に関する方針等、あるいは「学校における働き方改革」を推進するための基本方針・実施計画等策定するよう働きかけることとし、全市町村において、県の目標を踏まえた基本方針や実施計画等を策定する。



※ 数値は、「①在校等時間の上限方針」又は「②学校における働き方改革を推進するための具体的な指針やプラン等」のいずれか一つでも策定している市町村の数

(令和4年11月時点の策定状況)		市町村数	(策定率)
①在校等時間の上限方針		27	(67.5%)
②学校における働き方改革を推進するための具体的な指針やプラン等		21	(52.5%)

現状

プラン策定当初から比較すると、策定済みの市町村は18市町村増と大幅に増加し、令和3年度には半数以上の市町村において策定済みとなりましたが、全市町村における策定には至っておらず、未策定の市町村においては、早期の取組が求められます。

4 取組期間

令和5年度から令和7年度まで(3年間)

5 目標

【目標1】時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合の減少を目指します。特に、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指します。

【目標2】「子どもと向き合う時間が確保できていると感じている教育職員の割合」の増加を目指します。

【目標3】全市町村における在校等時間の上限方針及び県の目標を踏まえた基本方針・実施計画等の策定を目指します。

○目標1

長時間勤務は、疲労の蓄積をもたらし、健康を損ねる恐れがあることから、業務量の適切な管理等に係る取組を進めることにより、時間外在校等時間が上限方針で定める月45時間を超える教職員の割合の減少を目指します。

特に、2～6か月の平均時間外在校等時間が月80時間を超える、又は1か月につき100時間を超える長時間勤務は、危険な水準(いわゆる過労死ライン)⁷であることから、月80時間を超える教職員がゼロになることを目指します。

POINT

当該目標は、在校等時間を上限方針の範囲内とすることのみを目的とするものではなく、業務の削減や効率化等の取組によって在校等時間を削減し、職員の健康を確保することを目的として設定するものです。

○目標2

本プランで掲げる「目指す姿」の実現に向けては、心身の健康を確保するために、在校等時間の縮減を図る(目標1)という数値的側面だけでなく、業務改善を進めた結果として、教職員が学習指導などの本来の業務に注力できる時間を確保できるようになることが肝要であることから、“子どもと向き合う時間が確保できている”と感じる教職員の割合の変化など、意識変化を測ります。

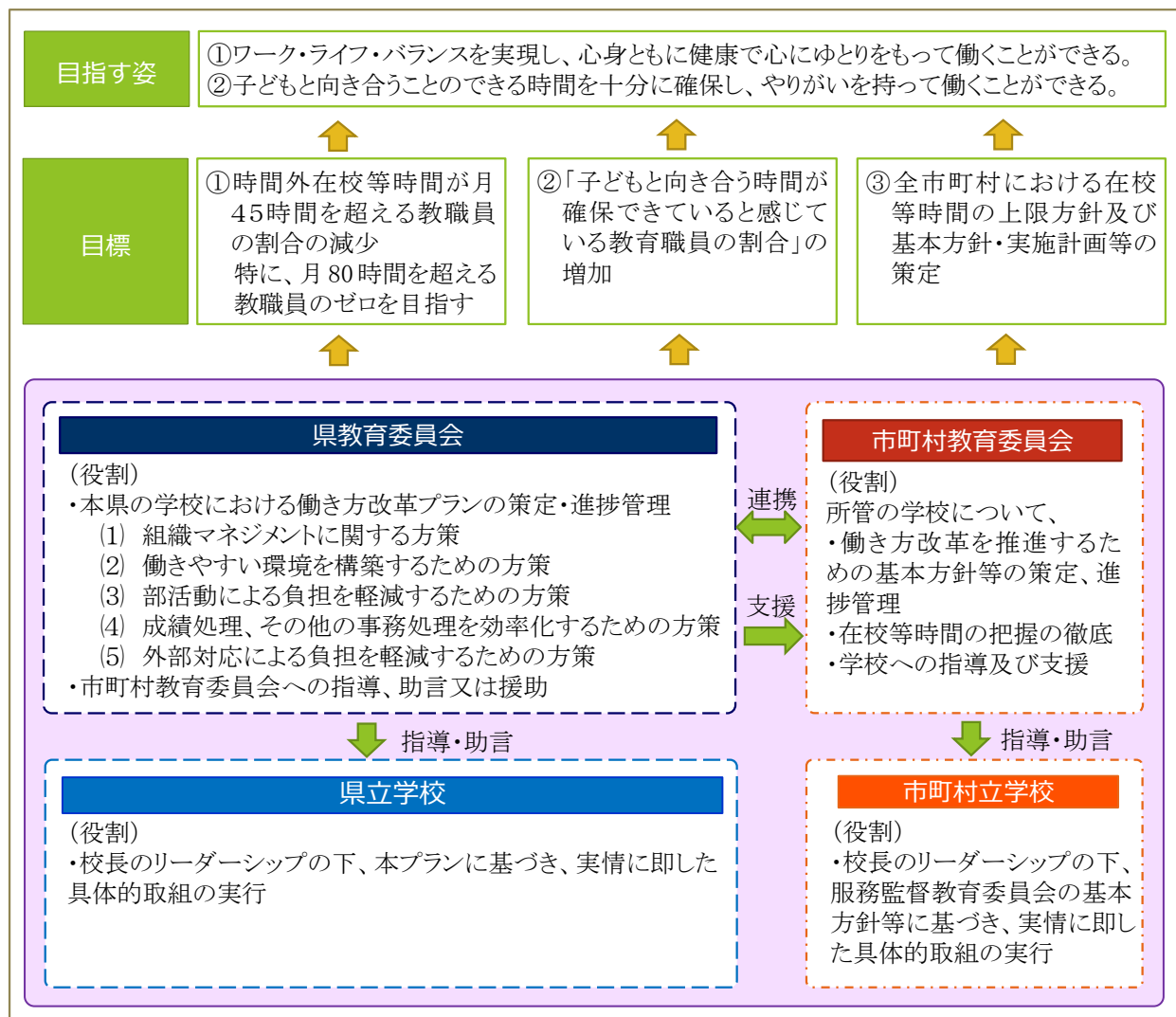
○目標3

文部科学省の指針において、服務監督教育委員会は、所管の学校における在校等時間の上限方針を策定し、業務分担の見直しや適正化など長時間化を防ぐための取組を講ずべきと示されていることから、市町村教育委員会に対し、在校等時間の上限方針及び「学校における働き方改革」を推進するための基本方針・実施計画等の策定について働きかけます。

⁷ 「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準(令和3年9月14日付け基発第0914第1号厚生労働省労働基準局長通達)」において、発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。いわゆる過労死ラインと呼ばれる基準である。

6 各取組主体の役割

県教育委員会及び市町村教育委員会は、服務監督権者の立場から、それぞれが所管する学校について、「教育職員の業務量の適切な管理やその他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」を講じることを基本とし⁸、各学校においては、所管の教育委員会が示す基本方針・実施計画等を参考に、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組を進めます。



POINT

学校の働き方改革を進めるに当たっては、教育委員会と学校とが、それぞれの視点から、業務の見直しを行うことが欠かせません。コロナ禍で模索しながら進めた会議・研修会及び学校行事の縮小等といった各種業務の見直しも踏まえながら、従来行ってきた業務について、今一度見直す必要があります。また、見直しに当たっては、効率重視に陥ることなく、その業務本来の目的や性質を考慮し、必要性や妥当性、効率性を見極めながら、工夫・改善を行うことが肝要です。

⁸ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和46年12月青森県条例第49号)第7条において、「教育職員の業務量の適切な管理やその他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置」は、文部科学省の指針(「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」)に基づき、サービスを監督する教育委員会が定めるところによること、としている。

7 県立学校に関する取組

県立学校における働き方改革は、県教育委員会による取組と県立学校による取組の両輪で進めます。

【県教育委員会における取組】

(1) 組織マネジメントに関する方策

① PDCAサイクルによる取組の推進

学校において、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組を推進するため、以下について取り組みます。

ア 本プランを踏まえ、各学校の実情に即した働き方改革の目標を定めるよう校長に働きかけます。

イ 校長が自らの業務目標において、学校における働き方改革や教職員の負担軽減に資する目標を盛り込むこととします。

② 教職員の在校等時間の把握の徹底

教職員の健康確保に向け、在校等時間を正確に把握するため、以下について取り組みます。

ア 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法により把握します。

イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際の時間より短い虚偽の時間を記録しないよう、又は記録させないよう指導します。

ウ アにより把握した在校等時間の状況を基に、長時間勤務の改善に向けた指導・助言を行います。

③ 教職員のメンタルヘルス対策の充実

教職員の心の健康維持のため、以下について取り組みます。

ア ストレスチェック制度を活用し、教職員自身のストレスへの気付きを促すとともに、メンタルヘルス不調の未然防止に努めます。

イ 公立学校共済組合と連携し、教職員のメンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、その活用を促すための周知や円滑な運営に努めます。

(2) 働きやすい環境を構築するための方策

① 教職員の意識改革

教職員が、自身の仕事と生活の調和を意識するよう、以下について取り組みます。

ア 総合学校教育センターにおいて実施する研修講座等において、ワーク・ライフ・バランスを踏まえたマネジメントや勤務時間を意識した働き方等に係る講義の導入を検討します。

イ 学校における働き方改革に資する好事例等を周知し、意識の醸成に努めます。

② 保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組の推進

「学校における働き方改革」を推進するためには、保護者・地域住民等の理解・協力が不可欠であるため、以下について取り組みます。

保護者、地域住民及び関係団体等に対し、あらゆる機会を活用して本プランの内容を広く周知し、理解と協力が得られるよう努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

勤務時間終了後に速やかに帰宅できる環境や休暇を取得しやすい環境を構築するため、以下について取り組みます。

ア 年次休暇の計画的な取得に関する通知のほか、各種休暇制度や子育て支援制度について周知し、一層の理解を深めるよう努めます。

イ 学校閉庁日⁹の設定日数の拡大について学校に働きかけるとともに、対象期間の拡大を検討します。

ウ 勤務時間外や休日における外部から学校への電話対応の在り方を検討します。

エ 修学旅行等の引率等に係る四週間単位の変形勤務時間制¹⁰の活用の推進を図るため、引き続き学校への周知に努めます。

④ 専門スタッフの活用

教職員が、学習指導など本来の業務に注力できる環境を構築するため、以下の専門スタッフの配置等を行います。

ア スクールカウンセラー¹¹の配置及び速やかな派遣

イ スクールソーシャルワーカー¹²の配置及び速やかな派遣

ウ 部活動指導員の配置 【(3)②アで後述】

エ スクール・サポート・スタッフ¹³の配置及び有効活用に関する情報提供

オ 学校図書館サポーター¹⁴の配置

カ スクールライフサポーター¹⁵の配置

キ スクールロイヤー¹⁶の配置及び速やかな派遣、有効活用に関する情報提供 【(5)②で後述】

⁹ 学校閉庁日：勤務時間が割り振られた日に原則として教職員が休暇等を取得することにより、学校が業務を行わない日のことをいい、長期休業期間に設定できる。

¹⁰ 修学旅行等の引率等に係る四週間単位の変形勤務時間制：修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等について、校長が勤務時間の割振り変更等を行うことができる制度

¹¹ スクールカウンセラー：生徒の臨床心理に関して、高度で専門的な知識を有する者等を学校の要請に応じて派遣し、生徒・保護者へのカウンセリングやアドバイスにあたる。

¹² スクールソーシャルワーカー：福祉等に関して専門的な知識及び技術を有する者を学校に派遣し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等に関する業務を行う。

¹³ スクール・サポート・スタッフ：教員に代わり、授業で使用する教材等の印刷などの業務を処理する。

¹⁴ 学校図書館サポーター：学校職員と連携・協力して、授業等で学校図書館を積極的に活用し、生徒の思考力、判断力、表現力及び情報活用能力の育成を支援する。

¹⁵ スクールライフサポーター：発達障害等による「特別な支援を要する生徒」に対する学習支援、周囲の生徒の障害理解促進等の業務について教諭等と連携して行う。

¹⁶ スクールロイヤー：外部対応等に係る教職員の負担軽減を図り、児童生徒にとって最適な教育環境を維持するため、法律の専門家を委嘱し、法的な視点から指導助言等を行う。

(3)部活動による負担を軽減するための方策

①「部活動の指針¹⁷⁾」の徹底

部活動による負担を軽減するため、次のとおり取り組みます。

- ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間を遵守するよう、指導します。
- イ 県高等学校体育連盟等の関係機関に対し、日程など大会運営に係る見直しの検討を行うよう働きかけます。
- ウ 大会や試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等の精選を学校に対し働きかけます。

② 部活動指導員の活用

- ア 部活動指導に係る負担を軽減するため、部活動指導員を配置します。
- イ 部活動指導員に対し、研修等を通して、部活動の適正化や指針の浸透を図ります。

③ 部活動の地域移行の推進

中学校における休日の部活動の地域移行の推進を図ります。

(4)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① ICT活用の推進

- ア 学籍や出欠、保健などの情報を管理する統合型校務支援システムについて効率的な運用を図ります。
- イ 学習指導案等の実践事例や学習教材コンテンツを学校間で共有できるようにし、ICT教育をサポートします。
- ウ 学校への連絡・調査等について、青森県職員ポータルシステムや統合型校務支援システムを活用します。
- エ 県教育委員会からの通知や県教育委員会が作成している要項・運用・マニュアル等について、学校が随時確認できるよう、青森県職員ポータルシステムや統合型校務支援システムに掲載します。
- オ 会議等の実施に当たっては、参加に係る移動時間の負担軽減や効率化を図るため、Web会議システム¹⁸⁾の活用やオンデマンド配信¹⁹⁾を活用します。【(5)①イで後述】
- カ 学校と児童生徒・保護者との間における情報共有や連絡手段の在り方について研究します。

¹⁷⁾ 運動部活動の指針(平成30年12月青森県教育委員会策定)、青森県文化部活動の指針(令和元年8月青森県教育委員会策定)

¹⁸⁾ Web会議システム:PCやスマートフォンなどからインターネットを介して、遠隔地にいる相手とビデオ通話ができるシステム

¹⁹⁾ オンデマンド配信:動画をサーバーにアップロードし、視聴者がいつでも好きなときに、好きな動画にアクセスして視聴することができる配信方法

② 報告書の様式等の簡素化

- ア 県教育委員会で定めている様式や様々な事務手続きの更なる簡略化を進めます。
- イ 県教育委員会に提出する報告や回答について、送り状や添付書類を含め、一層の簡略化を進めます。

③ 調査内容・方法等の見直し

- ア 県教育委員会が実施する調査について、調査項目の重複を確認するなど、調査の見直しを行います。
- イ 県教育委員会による調査の実施が教職員の過度な負担とならないよう、必要性を検討した上で実施します。
- ウ 学校への連絡・調査等について、青森県職員ポータルシステムや統合型校務支援システムを活用します。【(4)①ウで既出】

④ 事務処理の効率化

- ア 高等学校等就学支援金の申請事務について、オンラインでの対応が可能となるよう取り組みます。
- イ 学校徴収金(学校給食費を含む。)の徴収について、全ての学校において、原則として口座振替で実施されるよう、働きかけます。

(5)外部対応による負担を軽減するための方策

① 校外の会議・研修の見直し

- ア 県教育委員会が実施している会議・研修等について、会議への出席が教職員の過度な負担とならないよう、在り方を検討した上で実施します。
- イ 会議等の実施に当たっては、参加に係る移動時間の負担軽減や効率化を図るため、Web会議システムの活用やオンデマンド配信を活用します。

② 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減

- 外部対応等に係る教職員の負担軽減を図るためのスクールロイヤーを配置し、速やかに派遣するとともに、活用事例等の情報共有を図ります。

【県立学校における取組】

(1) 組織マネジメントに関する方策

① PDCA サイクルによる取組の推進

各学校において、校長のリーダーシップの下、実情に即した具体的な取組を推進する必要があることから、以下について取り組みます。

毎年度初めに、本プランの内容を踏まえて、各学校の実情に即した業務量の削減や効率化に係る具体的な取組を設定し、教職員間で共通認識を図るとともに、年度末に取組状況を振り返ります。

(取組例)

- ・ワーク・ライフ・バランス推進目標や学校経営方針で働き方改革の具体的目標を定める。
- ・〇〇学校働き方改革に関する指針等を定める。

② 教職員の在校等時間の把握の徹底

教職員の健康確保に向けて、勤務実態を正確に把握するため、以下について取り組みます。

- ア 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法により把握します。
- イ 教職員の在校等時間の適切な把握のため、実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導します。
- ウ アにより把握した学校全体の在校等時間の状況を教職員と共有するとともに、衛生委員会等で働き方改革の取組の方向性を協議するなど、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。
- エ 時間外在校等時間が慢性的に月 80 時間以上となっている教職員については、その要因の把握を行うとともに、当該教職員や関係職員等と協議し、業務量の削減や平準化等の具体的対策を講じます。

POINT

在校等時間は、職員の健康確保のため管理職に把握義務があることはもちろん、教育委員会においても多忙化解消の検討に活用しています。また、在校等時間の上限方針は、上限を超える勤務を行った場合に、業務の見直しや適正化等の取組につなげていくためのものであり、正しい在校等時間の記録及び把握が、働き方改革につながっていきます。

このことから、教職員は正しい在校等時間を記録しなければならず、管理職は過少申告を指示したり、長時間勤務に該当しないように記録を改ざんしたりしてはいけません。また、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、在校等時間を上限の範囲内とするためだけに、持ち帰って業務を行う時間を増やす、ということは厳に避ける必要があります。

(2)働きやすい環境を構築するための方策

① 教職員の意識改革

教職員一人一人が、自身の健康や勤務時間を意識した働き方ができるよう、校内会議や個別面談等の機会を活用して、働き方改革の目的の共有を図るなど、意識改革に努めます。

② 職員間の信頼関係構築

職場環境の風通しを良くし、円滑なコミュニケーションにより心理的負担軽減を図るため、以下について取り組みます。

ア 気兼ねなく相談や情報交換ができるよう、教職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図ります。

イ 校内で起こった問題について、教職員同士のコミュニケーションを図り、組織として問題を解決する体制を築きます。

ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現

ア 年次休暇の計画的利用の推進や各種休暇、子育て支援制度について周知し、休暇の利用を促進します。

イ 「ノー残業デー」を設定するなど、勤務時間を意識した働き方の推進に努めます。

ウ 学校閉庁日について、年間3日以上の設定を目標とし、積極的な設定に努めます。

エ 修学旅行等の引率業務や、学校の管理下において児童生徒を指導する文化祭・体育祭等の学校行事・事前準備等において、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する職員の勤務開始・終了時間を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割り振りを行います。

(取組例)

- ・教職員の個別の事情を考慮しながら、一人一人に休暇の取得を促す。
- ・学校閉庁日を夏季休業期間のほか、年末年始の休日の前後に1日ずつ設定する。

④ 教職員間の業務の平準化

教職員の希望、在校等時間の状況及び校務分掌の繁忙期等を考慮し、業務量が偏らないよう、校務分掌の調整を行います。

(取組例)

- ・分掌を教務系、指導系等でグループ分けし、繁忙期は分掌の枠を超え、グループ単位で業務の平準化を図る。
- ・主担当・副担当間の業務を明確にし、分掌内で共通理解を図る。

⑤ 保護者や地域の人財等との連携・協働

- ア 学校評議員制度²⁰や学校運営協議会²¹を効果的に活用し、学校と地域との連携を推進することにより、保護者や地域住民等の理解と協力が得られるよう努めます。
- イ 地域の優れた指導力や知識等を持つ人財の掘り起こしに努め、学習指導、生徒指導、その他の校務について、地域の人財等の活用を推進します。
- ウ 地域の人財等の有効的な活用について、教職員間で共通理解を図ります。
- エ 地域の人財等に対して、学校が求める指導内容を伝え、共通理解を図ります。

(取組例)

- ・スクール・サポート・スタッフの積極的な活用が図られるよう、依頼する業務内容や方法について教職員間で共通理解を図る。

(3) 部活動による負担を軽減するための方策

① 「部活動の指針」の徹底

- ア 部活動の指針で定める休養日及び活動時間に関する基準を遵守します。
- イ 部活動の適正化や指針の浸透を図るため、顧問や部活動指導員等に対し、研修会への参加を促します。
- ウ 生徒の教育上の意義や生徒・顧問の負担を考慮し、参加する大会等を精査します。
- エ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動計画について説明し共通理解を図ります。

POINT

部活動の指針では、学期中、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上休養日を設けるとともに、1日の活動時間を、長くとも平日2時間程度、休業日は3時間程度と示しています(長期休業期間はこれに準ずる)。

また、顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、校長は、これを確認し、顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う必要があります。

② 複数担当制の工夫

部活動の指導や生徒引率は、教職員間で分担して対応します。

(取組例)

- ・部活動の指導について、曜日を決めて分担する。

²⁰ 学校評議員: 地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者を学校評議員として委嘱し、校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べる。

²¹ 学校運営協議会: 学校運営等に関する協議を行うため、保護者代表や地域住民等で構成される組織

(4) 会議・打合せを効率化するための方策

① 会議等の運営方法の工夫

- ア 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。
- イ 校内の会議・打合せは、必要性を精査した上で実施し、配布資料は必要最小限とします。
- ウ 年間計画に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫します。
- エ 校外の会議等を主催する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。
- オ 会議・打合せへの出席者は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

(5) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

① 校務へのICT活用の推進

- ア 児童生徒・保護者等から学校への連絡方法について、学校の実情に応じてICTの活用を検討します。
- イ 学校から児童生徒・保護者等に対する連絡事項やアンケート調査等は、グループウェアやWebアンケートフォームなど、ICTの活用を検討します。
- ウ 配布資料は、必要に応じてグループウェア等を活用し、教職員がいつでも閲覧できるようにします。【(4)①アで既出】
- エ 校外の会議等を主催する場合は、Web会議システムの活用等を検討した上で実施します。【(4)①エで既出】

② 報告書の様式等の簡素化

学校が独自に定めている様式や様々な事務手続の更なる簡略化を進めます。

(取組例)

- ・学校独自の旅行伺を廃止し、庶務システムに入力した画面のハードコピーに替える。

③ 調査等への対応

毎年度実施される調査等については、共有フォルダに前年度の回答を残すほか、調査に回答する際の回答方法や手順を記録に残すなどにより、職員が誰でも調査に回答できるような環境を整えます。

④ 口座振替の完全実施

学校徴収金(学校給食費含む。)の徴収は、保護者の理解を得た上で、原則として口座振替により行います。

(6)学校行事の負担を軽減するための方策

① 学校行事等の見直し

ア 学校行事は、学校・地域の実態を踏まえ、在り方を検討し、実施します。

イ 学校行事の実施に当たり、児童生徒や教職員の過度な負担とならないよう、活動内容や活動時間、指導の在り方等を検討し、職員間で共通理解を図ります。

ウ 学校行事の実施に当たり、保護者・地域住民の要望等への配慮に努めながら、学校・家庭・地域住民がそれぞれ行うべきこと等の仕分けを行い、業務分担を図ります。

8 市町村立学校に関する取組

市町村立学校の働き方改革については、服務監督権者である市町村教育委員会がその取組を進めることが基本となります。

【市町村教育委員会における取組】

市町村教育委員会は、本プランや文部科学省の指針第2章第2節「服務監督教育委員会が講ずべき措置」で示す措置を参考に、次の措置を講じるものとします。

ア 所管する学校の在校等時間の上限方針及び学校における働き方改革を推進するためのプランや基本方針・実施計画等の策定

イ 教職員の在校等時間について、ICTを活用した客観的な方法による把握の実施

POINT

労働安全衛生法では、教職員の勤務時間は、校長（使用者）が把握することとなっていますが、文部科学省の指針では、服務監督教育委員会が、所管する学校の在校等時間（いわゆる「超勤4項目」を含めた勤務時間）を把握し、在校等時間の長時間化を防ぐための取組等の措置を適切に実施しなければならないとされています。

【県教育委員会による市町村教育委員会への支援】

県教育委員会は、以下のような市町村立学校に直接効果を及ぼす全県的取組の実施を通して市町村立学校を支援するとともに、市町村教育委員会に対して、所管の学校における働き方改革に関する基本方針・実施計画等の策定を促すなど、必要な助言や情報提供を行い、支援します。

- ・学校における働き方改革に資する好事例の周知
 - ・メンタルヘルス等健康相談事業の充実
 - ・保護者や地域住民の理解・協力の下での取組の推進
 - ・専門スタッフの活用
 - （スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー）
 - ・中学校における休日の部活動の地域移行に関する支援
 - ・「部活動の指針」の徹底の働きかけ
 - ・統合型校務支援システムの導入に係る情報提供
 - ・Web授業動画、デジタル教材、学習教材コンテンツ等の作成
 - ・調査の精選や様式・報告書の簡素化
- など

9 教職員定数に係る国への働きかけ

「学校における働き方改革」を推進するため、限られた時間の中で教職員が子どもと向き合える時間を確保するための環境づくりが必要であり、国の法律に基づき算定される教職員定数の増については、第一義的には国の責任において実施されるべきものと考えられることから、県教育委員会は、あらゆる機会を捉え、教職員定数の確保や教職員定数改善計画の策定について、国へ働きかけます。

参考資料

(令和2年度～令和4年度の取組)

資料1	学校における働き方改革に資する好事例 (令和2年度及び3年度の取組状況調査結果より)	21
資料2	県教育委員会における取組状況	23

学校における働き方改革に資する好事例 (令和2年度及び3年度 of 取組状況調査結果より)

【取組1】 休む

○休みやすい雰囲気をつくる。

- ・ 教職員が「休むことが悪いことだ」という意識を持たないよう、管理職が職員朝会や職員会議で休暇の取得を促すほか、自ら積極的に休暇を取得するなどした結果、教職員による学校評価において、「職員が休暇を取りやすい環境」の項目が改善された。
- ・ 休暇の取得について、職員全体に対する働きかけだけでは自分事として捉えてもらいにくかったことから、管理職が個別に声掛けを行うようにしたところ、教職員が休暇を取得するようになった。
- ・ 月間行事予定に個人の休暇予定を記入する欄を設けて回覧したほか、翌月の休暇予定を記入してもらい、月1日以上など、計画的な休暇取得の促進を図った。

○休みやすい体制をつくる。

- ・ 年末年始の前後に学校閉庁日を設定した。
- ・ 部活動の休養日に「ノー残業デー」を設定し、放課後学習や個別学習指導、面談等も実施しないこととした。
- ・ 学校行事や会議・研修会等の調整を図り、定期考査期間や長期休業期間に限らない休暇の取得を促進した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、各教室に分散して校務を行うことを推奨した結果、業務に集中できる環境が確保され、早めに退勤する職員が増えた。

【取組2】 活かす

○アイデアを活かす。

- ・ 校内の支援体制を整え、例えば学年の行事に学年外の教職員がサポートに入るなど、分掌の枠を超えて業務の平準化を図った。
- ・ 長期休業期間に「働き方改革アイデアコンテスト」を実施した(応募は任意、個人単位だけでなくグループ単位の応募も可)。様式は「現状と課題」、「対応策」、「期待できる効果」のみを書き込む簡易なものとし、実現可能な提案は即時取り入れた。なお、時間を割いて対応することに負担を感じた教職員も多く、今後、実施方法を工夫する必要がある。

○ICTを活かす。

- ・ 原則として欠席や遅刻の連絡はアプリによることとし、必要があれば担任から保護者に連絡を入れるようにしたことで、朝の電話対応が削減された。
- ・ 専用のメールアドレスを作成し、勤務時間外の学校への連絡はメールを利用するよう、生徒・保護者等に周知したことで、勤務時間外の電話対応が削減された。
- ・ 欠席や遅刻の連絡、生徒及び教職員の健康観察、各種アンケート調査等にアプリを活用している。
- ・ 生徒の志望理由書等を電子データで作成させ、アプリを活用して対応している。
- ・ 教職員が計画的に業務を行うことができるよう、管理職のスケジュールを校内グループウェアで公開した。
- ・ グループウェアを確認する習慣が定着したことにより、職員朝会の回数の削減、従来業務の必要性の精査、各種会議の効率化の促進が図られた。

○人財を活かす。

- ・ Web会議システムによる行事や会議等が増加したことから、情報技術に関心のある生徒有志のチームと協働して機器の設定等を行った。教職員の負担軽減が図られただけでなく、生徒が企画する事業においても、企画側の生徒と当該チームの生徒とで自主的な打合せが行われるなど、生徒の主体的な取組の促進にもつながった。
- ・ シュレッダー作業や印刷・丁合、給食の配膳、校内清掃、教室の消毒、行事の会場準備、職員が輪番で行っていた流し台の片付け等をスクール・サポート・スタッフに依頼した。

【取組3】減らす

- ・ 年度途中に、業務改善に係るアンケートを実施し、業務の見直しを図った。
- ・ 学校運営協議会で「(業務を)減らす」という目標設定も大事ではないか、という意見を受け、学校経営方針に位置づけ、各教職員の自己目標に設定し、業務の見直しを図った。
- ・ 職員会議について、時間内に終われるよう議題を精査し、審議や全体理解が必要な事項以外はグループウェアで情報共有している。
- ・ 効率よく働くことができるよう、不要なものを廃棄する日を年に数回定め、校内を一斉に整備した。

県教育委員会における取組状況（令和2年度～令和4年度）

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
（1）働きやすい環境を構築するための方策			
① 教職員の意識改革			
ア 年次休暇利用促進	○年次休暇の計画的な利用について、年度初め、夏季休業前及び10月の3回通知 【公立小・中学校】 10.7日 【県立学校】 12.8日	○年次休暇の計画的な利用について、年度初め、夏季休業前及び10月の3回通知 【公立小・中学校】 11.7日 【県立学校】 13.2日	○年次休暇の計画的な利用について、年度初め、夏季休業前及び10月の3回通知 ※年次休暇の取得日数の目標値 ⇒16日
イ 学校閉庁日の実施促進	○設定状況調査の実施及び公表 【公立小・中学校】 40/40市町村 【県立学校】 79/80校	○設定状況調査の実施及び公表 【公立小・中学校】 40/40市町村 【県立学校】 78/78校	○設定状況調査の実施
ウ 業務改善に係る意識の醸成	○「学校における働き方改革～取組事例集～」の冊子の配布	○WLB通信を年4回発行 ○改訂版「学校における働き方改革～取組事例集～」の周知	○WLB通信の発行
エ 休暇制度・子育て支援制度の周知	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブックの作成及び配布	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブック及び特定事業主行動計画の周知	○職員の育児・介護と仕事の両立支援ハンドブックの改訂及び特定事業主行動計画の見直し
② 弾力的な勤務時間の割振り			
	○教頭研修講座等で、修学旅行等の引率に係る四週間単位の変形勤務時間制を周知	○教頭研修講座等で、修学旅行等の引率に係る四週間単位の変形勤務時間制を周知	○教頭研修講座等で、修学旅行等の引率に係る四週間単位の変形勤務時間制を周知
③ 教職員の勤務状況の把握の徹底			
	○県立学校について、全教職員の勤務状況を四半期毎に集計 ○「教職員勤務時間記録簿」について、修正入力が可能であるよう改善	○県立学校について、全教職員の勤務状況を四半期毎に集計するとともに、前回の集計結果を周知 ○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握について、全県立学校で試行開始	○県立学校について、全教職員の勤務状況を四半期毎に集計するとともに、前回の集計結果を周知 ○ICカードを用いた校務支援システムによる勤務状況の把握について、全県立学校で本格実施
④ 教職員のメンタルヘルス対策の充実			
	○公立学校共済組合でメンタルヘルス対策事業を実施 【心とからだの健康相談】 9事業、延べ24,007人 【職場の健康支援事業】 16回、386人 【職場で取り組む教職員のストレスチェック事業】 35校、74人 【復職支援プログラム】 延べ52人 ○健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じて臨時の健康診断を実施 ○全県立学校で、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面談指導を実施	○公立学校共済組合でメンタルヘルス対策事業を実施 【心とからだの健康相談】 8事業、延べ17,148人 【産業カウンセラー派遣事業】 10回、71人 【職場で取り組む教職員のストレスチェック事業】 29校、548人 【管理監督者のメンタルヘルス研修会】 延べ視聴人数 1,205人 【復職支援プログラム】 延べ55人 ○健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じて臨時の健康診断を実施 ○全県立学校で、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面談指導を実施	○公立学校共済組合と連携し、面談・電話・ウェブによる相談事業、カウンセラー等の派遣事業、セミナー及び管理監督者対象の研修会開催事業、復職支援プログラム事業、希望する小中学校対象のストレスチェックの実施 ○健康管理医による健康相談を実施し、必要に応じて臨時の健康診断を実施 ○ストレスチェック実施体制を見直すとともに、全県立学校で、ストレスチェック及び面接指導を希望する高ストレス者に対し医師による面談指導を実施

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
⑤ 地域の人材の有効活用			
ア 地域学校協働活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で設置例がない、又は事例が限られている形態の地域学校協働本部の設置に関する指導助言 ○「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を6地区で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○県内で設置例がない、又は事例が限られている形態の地域学校協働本部の設置及び効果的な運営に関する指導助言 ○「地域との連携を担う教職員研修」を6地区で開催 ○「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を6地区で開催 ○県内全域を対象として「地域学校協働活動推進のための研修」を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校と地域の連携・協働事例ハンドブック」の作成 ○教職員研修や地域学校協働本部を未設置の市町村に対するサポート ○「放課後子ども総合プラン指導員等研修」を6地区で開催 ○県内全域を対象として「地域学校協働活動推進のための研修」を開催
イ 学校支援ボランティアと教員の情報交換の機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動推進員や教職員を対象に「地域と学校のコラボレーション研修」を4地区で開催（2地区は中止） 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動推進員や教職員を対象に「地域と学校のコラボレーション研修」を6地区で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動推進員、教職員、市町村教育委員会職員等を対象に「学校を核とした地域づくり推進カンファレンス」を開催
ウ 学校評議員や学校運営協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての県立学校において、引き続き学校評議員制度を実施 ○R2までに3校で学校運営協議会を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての県立学校において、引き続き学校評議員制度を実施 ○学校運営協議会についてはR2までの3校に加え、新たに5校で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「コミュニティ・スクール導入に向けた手引き」を作成し、全県立高校へ送付 ○学校運営協議会導入校での取組を検証し、今後の拡充等について、引き続き検討
⑥ 専門スタッフの活用			
ア スクールカウンセラーの配置及び速やかな派遣	<ul style="list-style-type: none"> ○R2から、小中連携配置である同一中学校区の学校間でスクールカウンセラーの配置日時（時間）の交換等を可能とし、周知 【公立小・中学校】 ・全ての学校に配置 【県立学校】 ・中学校1校、高校7校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間での配置日時（時間）の交換等を可能であることを周知 【公立小・中学校】 ・全ての学校に配置 【県立学校】 ・中学校1校、高校7校、特支1校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間での配置日時（時間）の交換等の促進 【公立小・中学校】 ・全ての学校に配置（市町村独自配置を含む。） ・時間数の拡充 【県立学校】 ・中学校1校、高校8校、特支1校に配置 （その他は要請に応じて派遣）
イ スクールソーシャルワーカーの配置及び速やかな派遣	<ul style="list-style-type: none"> 【公立小・中学校】 ・全中学校区で対応（中核市除く） 【県立学校】 ・高校6校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 【公立小・中学校】 ・全中学校区で対応（中核市除く） 【県立学校】 ・高校6校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 【公立小・中学校】 ・全中学校区で対応（中核市除く） 【県立学校】 ・高校6校に配置
ウ 部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 【運動部】 ・県立中学校 ⇒1校に1名 ・県立高校 ⇒3校に各1名 ・公立中学校 ⇒11市町村に33名 【文化部】 ・県立高校 ⇒3校に各1名 	<ul style="list-style-type: none"> 【運動部】 ・県立中学校 ⇒1校に1名 ・県立高校 ⇒6校に各1名 ・公立中学校 ⇒13市町村に35名 【文化部】 ・県立高校 ⇒3校に各1名 	<ul style="list-style-type: none"> 【運動部】 ・県立中学校 ⇒1校に1名 ・県立高校 ⇒6校に各1名 ・公立中学校 ⇒15市町村に35名 【文化部】 ・県立高校 ⇒3校に各1名
エ スクール・サポート・スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> 【公立小・中学校】 ・14名を配置 【県立学校】 ・特支に15名を配置 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスタッフを公立小・中学校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 【公立小・中学校】 ・24名を配置 【県立学校】 ・高校に6名、特支に20名を配置 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスタッフを公立小・中学校に配置 	<ul style="list-style-type: none"> 【公立小・中学校】 ・27名を配置 【県立学校】 ・高校に22名、特支に20名を配置 ※このほか、新型コロナウイルス感染症対策に係るスタッフを公立小・中学校に配置

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
オ 学校図書館サポーター、スクールライフサポーターの配置	【学校図書館サポーター】 ・県立高校8校に配置 【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置	【学校図書館サポーター】 ・県立高校8校に配置 【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置	【学校図書館サポーター】 ・県立高校10校に配置 【スクールライフサポーター】 ・県立高校3校に配置
カ スクールロイヤーの導入検討	○市町村教育委員会及び県立学校にアンケート調査を実施	【法務相談】 ・定期相談会を計11回実施し、延べ22件の相談に対応 【教職員を対象とした研修会】 ・5回開催	【法務相談】 ・定期相談会 ⇒6地区×年3回 ・学校への派遣 ⇒随時 【教職員を対象とした研修会】 ・学校等の要望に応じて派遣 【いじめ防止教室】 ・学校の要望に応じて派遣
(2) 部活動による負担を軽減するための方策			
① 部活動の指針の定着等			
ア 「望ましい児童スポーツ活動に向けた取組に関する報告書」に基づく取組の促進	○県が作成した報告書を基に、各市町村が地域の実態に合わせて取組を実施	○県が作成した報告書を参考に、各市町村が地域の実態に合わせて取組を実施 ※R2設置率 38.8% R3設置率 13.7%	○運動部活動調査を実施し、各市町村の状況を把握するとともに、地域の実態に合わせた体制づくりが進められるよう、必要に応じて助言
イ 「部活動の指針」を踏まえた体制整備等に向けた働きかけ	【運動部】 ・「運動部活動の指針」について、部活動の指導者をはじめ、管理職等に周知し、児童生徒のスポーツ活動及び部活動の指導体制の充実を図るため、運動部活動の在り方に関する研修会を開催 【文化部】 ・部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的な働きかけを実施	【運動部】 ・「運動部活動の指針」について、部活動指導者及び管理職に周知し、部活動の指導体制の充実を図るため、運動部活動の在り方に関する研修会をオンライン方式で開催 【文化部】 ・部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的な働きかけを実施	【運動部】 ・「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、管理職及び部活動の指導者等に「運動部活動の指針」を周知することで、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築 【文化部】 ・部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、市町村教育委員会及び県立学校に対して継続的な働きかけを実施
② 部活動数の精選			
精選に当たっての助言等	【運動部】 ・部活動数の精選や合同部活動等の実施について、必要に応じて助言	【運動部】 ・合同部活動や地域と協働した部活動の実施について助言 ・運動部活動の在り方に関する研修会を通して、各学校における部活動の指導・運営体制の整備を働きかけるとともに、市町村担当者を対象に、地域と協働した部活動の実施について周知	【運動部】 ・運動部活動調査の結果や地域の実情を踏まえ、合同部活動の実施や地域と協働した部活動の実施について助言。 ・運動部活動の在り方に関する研修会等を通して、各学校における部活動の指導・運営体制の整備を働きかけを実施
③ 活動内容の制限			
ア 学校における活動内容の制限に当たって、各競技団体との調整が必要な場合における助言等	【運動部】 ・運動部活動調査を実施し、活動状況を把握 ・学校が活動内容を制限するに当たって、県中体連、県高体連、県高野連との調整が必要な場合に、必要に応じて助言	【運動部】 ・運動部活動調査により、活動時間や休養日の設定、大会の参加数などを把握し、運動部活動の指針に基づいて活動するよう、各市町村教育委員会に対して助言 ・校長会、県中体連、県高体連及び県高野連等と、各校及び地域の活動状況について情報共有	【運動部】 ・運動部活動の指針に基づいた、適切な活動時間や休養日の設定、大会の参加数などを運動部活動調査により把握 ・部活動の適正化に向け、運動部活動の指針に基づく活動となるよう校長会、県中体連、県高体連、県高野連等と活動状況について情報共有を図るとともに、市町村教育委員会に対して必要に応じて助言

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
		【文化部】 ・県高文連と連携し、各校の活動状況について情報共有を実施	【文化部】 ・県高文連との調整が必要な場合には、必要に応じて助言
イ 効果的な指導方法に係る研修	【運動部】 ・運動部活動の在り方に関する研修会を開催し、部活動指導者や管理職を対象に指導法や適切な運営体制の整備について研修を実施	【運動部】 ・運動部活動の在り方に関する研修会で、スポーツ医学ネットワークを活用し、コンディショニングについて、ストレッチングやテーピングの活用など体調管理に関する研修を実施 【文化部】 ・文化部活動支援員に対して研修会を実施し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施	【運動部】 ・運動部活動の在り方に関する研修会で、スポーツ医学ネットワークを活用し、コンディショニング作りや安全管理に関する研修を実施 【文化部】 ・文化部活動支援員に対して研修会を実施し、生徒への接し方や指導者の心構え等に関する研修を実施
(3) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策			
① 校務へのICT活用の推進			
ア 県立学校における統合型校務支援システムの導入	○プロポーザルを実施し、最優秀提案者を決定した上で、契約を締結 ○システムの構築が完了し、R3.3からモデル校における試行稼働を開始	○R4からの本稼働を滞りなく行うため、R3.12までモデル校における試行稼働を、R4.1から全校における試行稼働を実施	○R4.4から統合型校務支援システムを本格稼働
イ 市町村立学校における統合型校務支援システムに関する市町村教育委員会との連携	○統合型校務支援システムに係る県と市町村との共同利用・運用について、市町村対象の説明会を実施	○市町村に対する意向調査の結果を受けて、今後の県の対応案を検討し、R3.9に市町村に対して説明会を実施 ○教育事務所管内ごとにオンライン会議を実施	○統合型校務支援システムについて、市町村に対し、情報を提供するなどサポートを実施
ウ 利用可能なICT技術の情報収集、関連講座の実施等による教員の情報活用能力の向上	○教員の情報活用能力の向上を図るため、利用可能なICT技術について、関連講座や講師派遣を実施	○実践事例や学習教材コンテンツ等を総合学校教育センターのホームページに蓄積・共有	○実践事例や学習教材コンテンツ等を総合学校教育センターのホームページに蓄積・共有し、内容を充実
② 青森県職員ポータルシステムの活用拡大			
ア 連絡事項等への「インフォメーション」、「メール」、「回覧・レポート」機能等の活用	○新型コロナウイルス感染症による臨時休業期間中に、児童生徒の登校状況等を把握するため、特支を対象にアンケート機能で日々の状況調査を実施	○県立学校への連絡事項について、ポータルシステムのウェブメールのほか、容量が大きいデータは「回覧」機能を活用して送付	○県立学校への連絡事項について、ポータルシステムのウェブメールのほか、容量が大きいデータは「回覧」機能を活用して送付
イ 運用・要項・マニュアル等について「文書管理」への掲載	○学校における資料閲覧の利便性向上のため、情報公開制度や行政文書分類基準表などのフォルダを整備	○学校における資料閲覧の利便性向上のため、情報公開制度や行政文書分類基準表などのフォルダを整備	○学校における資料閲覧の利便性向上のため、フォルダを整備
③ 報告書の様式等の簡素化			
ア 様式、事務手続の簡略化	○書類の作成及び差替えに時間が掛からないよう、回答様式等の簡略化を実施	○書類の作成及び差替えに時間が掛からないよう、回答様式等の簡略化を実施 ○押印見直し等により、規則等で定める様式の簡略化を実施	○書類の作成及び差替えに時間が掛からないよう、回答様式等の簡略化を実施
イ 報告の簡略化（かがみ文書の省略等）	○報告書等を送付する際のががみ文書を省略するなど、報告の簡略化を実施 ○かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載	○報告書等を送付する際のががみ文書を省略するなど、報告の簡略化を実施 ○かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載	○報告書等を送付する際のががみ文書を省略するなど、報告の簡略化を実施 ○かがみ文書の提出は不要とする一文を通知文に記載

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
	○各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知	○各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知	○各種報告・調査の回答に係るかがみ文書は省略できるものがあることを周知
ウ 電子メール、FAXでの提出推進	○照会への回答等は、可能な限りメールやFAXでの提出を実施 ○給与関係の調査について、紙媒体での提出を不要として実施	○照会への回答等は、可能な限りメールやFAXでの提出を実施	○照会への回答等は、可能な限りメールやFAXでの提出を実施
④ 調査内容・方法等の見直し			
ア 調査の精選	○調査内容の簡略化について検討し、簡略化可能なものは簡略化を実施	○調査内容の簡略化について検討し、簡略化可能なものは簡略化を実施 ○運動部活動調査について、運動部活動の指針と照らし合わせ、調査事項の簡略化や精選を実施	○調査内容の簡略化を検討 ○調査事項を見直し、削減するとともに、必要性の低いものについて廃止を検討 ○運動部活動調査について、R3の調査結果を踏まえて調査事項の見直しを実施
イ 回答様式の電子データ化、回答方法の工夫等	○電子データによる回答を基本としたほか、県立学校への簡易な調査については、ポータルシステムのアンケート機能を活用 ○県立学校の調査について、事務局が集計し、学校での集計作業を省略	○電子データによる回答を基本としたほか、県立学校への簡易な調査については、ポータルシステムのアンケート機能を活用 ○運動部活動調査はエクセルの様式を利用し回収	○電子データによる回答を基本としたほか、県立学校への簡易な調査については、ポータルシステムのアンケート機能を活用 ○運動部活動調査について、学校側の誤記入を防ぐとともに、学校の負担軽減を図るため、回答用の様式の見直しを実施
ウ 調査時期や内容等の一覧作成	○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールを記載 ○学校が計画的に回答できるよう、調査時期や内容等に係る一覧について検討 ○市町村教育委員会（小中学校）に対するものについて、教育事務所から提出物・時期等の一覧を発出	○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールを記載 ○市町村教育委員会（小中学校）に対するものについて、教育事務所から提出物・時期等の一覧を発出	○調査依頼のメールを送付する際に、今後の大まかなスケジュールを記載 ○市町村教育委員会（小中学校）に対するものについて、教育事務所から提出物・時期等の一覧を発出
エ 学校からの届出・報告の見直し		○押印の廃止又は公印の省略を可能とするため、各種届出や報告を見直し	○学校からの届出及び報告について、必要性等を改めて検討・見直し
オ 電子申請・届出システムの活用	○電子申請・届出システムを活用しているものは、継続して実施	○電子申請・届出システムを活用しているものは、継続して実施	○データの提出や会議などの参加申込に電子申請・届出システムを活用
⑤ 事務処理の効率化			
ア 市町村教育委員会が事務処理の効率化を進める際の情報提供等の支援	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言	○市町村教育委員会が事務処理の効率化を進めるに当たって、必要に応じて助言
イ 特別支援教育就学奨励費システムの整備	○特別支援教育就学奨励費システムを全特支に導入	○特別支援教育就学奨励費システムにより、事務担当者の負担を軽減	○特別支援教育就学奨励費システムの情報セキュリティを遵守した円滑な運用を継続 ○業者を通して一部システムの見直し実施

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度(予定)
(4) 外部対応による負担を軽減するための方策			
① 校外の会議・研修の見直し			
ア 会議・研修会等の内容の精査	<p>【初任者研修】 (実地研修) ・年240～300時間 ⇒年180～240時間 (県総合学校教育センターが行う校外研修) ・12日⇒6日 (市町村教育委員会が行う、ふるさとの研修) ・初任者研修の対象外とした(教育事務所が行う校外研修) ・11日⇒6日 ※宿泊研修の廃止等</p> <p>【中堅教諭等資質向上研修】 (後期研修) ・3日間の社会体験研修の廃止等 (校内研修) ・7日⇒5日 (校外研修) ・11日⇒8日</p>	<p>○初任者研修について、研修内容を精選し、実地研修の年間時間を大幅に縮減するなど、研修内容の見直しを実施</p> <p>○教職員の人事評価制度に係る評価者研修会について、希望者はオンライン参加を可として実施</p> <p>○東青、中南、上北教育事務所による研修会を合同で開催</p> <p>○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策も含め、研修への参加を希望制として実施</p>	<p>○初任者研修等法定研修の縮減について教員等資質向上推進協議会で検討</p> <p>○西北、下北、三八教育事務所による研修会を合同で開催 ○オンライン開催等、開催方法を見直し</p>
イ 県総合学校センター研修講座のサテライト化、アウトリーチ化の検討	○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策も含め、アウトリーチしたものは、オンライン会議・PC会議システムを活用	<p>【研修講座】 ・オンライン会議・PC会議システム活用の推進</p> <p>【校内研修等講師派遣事業】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためオンラインによる研修を一部実施</p>	<p>【研修講座】 ・日程や開催時期、効果的な開催方式(対面、オンライン)を精査</p> <p>【校内研修等講師派遣事業】 ・対面形式とオンライン形式での対応を選択制とした。</p> <p>【教科指導等サポート事業】 定期的・継続的支援を増やし、Web会議システムを活用し効率化を実施</p>
ウ PC会議システムの活用推進	○会議への参加に係る移動時間の軽減等を図るため、オンライン会議などを活用	○会議への参加に係る移動時間の軽減等を図るため、オンライン会議などを活用	○会議への参加に係る移動時間の軽減等を図るため、オンライン会議などを活用
② 学校訪問指導に係る負担の軽減			
ア 学校訪問の際に準備する書類の周知徹底	<p>【公立小・中学校】 ・教育事務所がそれぞれ作成している冊子に必要書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明</p> <p>【県立学校】 ・準備書類の周知徹底</p>	<p>【公立小・中学校】 ・教育事務所がそれぞれ作成している冊子に必要書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明</p> <p>【県立学校】 ・準備書類の周知徹底</p>	<p>【公立小・中学校】 ・教育事務所がそれぞれ作成している冊子に必要書類を明記し、校長会議、教頭会議等で説明</p> <p>【県立学校】 ・準備書類の周知徹底</p>
イ 学習指導案の事前提出廃止	【県立学校】 ・学習指導案の事前提出をやめ、当日準備に見直し	【県立学校】 ・学習指導案を当日準備として実施	【県立学校】 ・学習指導案を当日準備として実施
ウ 助言者の人数や訪問回数の削減、訪問時間の短縮	【県立学校】 (高校) ・訪問回数、人数、時間を縮減(特支) ・訪問校を約半分にし、2年で全学校を訪問するよう見直し	【県立学校】 (高校) ・訪問回数、人数、時間を縮減(特支) ・2年で全学校を訪問	<p>【県立学校】 (高校) ・訪問回数、人数、時間を縮減(特支) ・2年で全学校を訪問</p> <p>【公立小・中学校】 ・内容の削減等、負担軽減を検討する。</p>
③ 学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減			
ア 組織的に対応するために必要な情報の提供	○研究協議会等を活用した管理職等への情報提供方法・内容を検討	○研究協議会等を活用して管理職等へ情報提供	○研究協議会等を活用して管理職員等へ情報提供する。

プランの取組内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度（予定）
イ 教職員の相談に応じる体制の整備に係る検討		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営上のトラブルに関する相談があった場合に助言を実施 ○相談内容によってスクールロイヤーへの相談を助言 	○スクールロイヤーの取組と連携し、対応
ウ スクールロイヤーの導入検討	○市町村教育委員会及び県立学校にアンケート調査を実施	<ul style="list-style-type: none"> 【法務相談】 ・定期相談会を計11回実施し、延べ22件の相談に対応 【教職員を対象とした研修会】 ・5回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 【法務相談】 ・定期相談会 ⇒6地区×年3回 ・学校への派遣 ⇒随時 【教職員を対象とした研修会】 ・学校等の要望に応じて派遣 【いじめ防止教室】 ・学校の要望に応じて派遣
④ 学校給食費等の徴収に関する公会計化			
	○各都道府県教育委員会の動向等を踏まえ検討を実施	○先進県に聞き取りを行う等、情報収集を行うとともに、本県での導入の可否を検討	○各都道府県教育委員会の動向や先進事例等の情報提供を行うなど、必要に応じて助言